

佐久間東西幹線他増強工事計画 環境影響評価方法書に対する知事意見

【全般的事項】

1-1. 複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

1-2. 計画ルート等の選定理由

計画ルートの選定について、周辺環境に与える影響を勘案したとあるが、その具体的な内容を準備書に記載すること。

また、鉄塔の位置や高さ、改変範囲など事業計画の検討にあたっては、環境影響調査の結果に加え、既設送電線の工事・運用・管理で得られた知見を踏まえて行い、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

1-3. 事業計画の情報提供

鉄塔位置、工所用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等の事業計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。

また、これらの計画を適切な縮尺の図面により準備書に示すこと。

1-4. 環境影響評価項目の追加選定

調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。

1-5. 既設送電線の撤去の影響評価

既設送電線の撤去工事計画（撤去時期、撤去方法、発生する廃棄物等の処理方法等）を明らかにするとともに、工事に伴う影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。また、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

1-6. 調査計画の情報提供

本意見等を反映した調査計画について、調査実施前までに県に情報提供すること。

1-7. 専門家の助言

調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

1-8. 審議会に提示した資料等の取り扱い

事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。

【個別事項】

2-1. 動植物生態系

(1) 地域特性を考慮した調査等の実施

本事業を実施する地域は、山梨県の南部に位置し、県内では比較的温暖で、降水量が多い地域であることから、暖地性植物が多く生育し、こうした環境に生息する希少なチョウ類、着生ランなどの希少な植物が確認されている。また、この地域は富士川支流の源流域でもあることから、源流域に生息する希少な両生類が確認されるなど、多くの希少動植物が生息・生育する地域である。

さらに、これまでに確認されなかった希少動植物が生息・生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。

(2) 調査地点等の選定

調査地点及び調査ルートについて、主に植生から様々な環境を含むよう選定したとあるが、調査地域内の地形や湧水の状況など現地の状況をしっかりと把握したうえで、調査地点等の選定を行い、選定の経緯及び結果を準備書に記載すること。

(3) 動植物リストの再整理

方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古いことから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。

(4) 動植物の生態を考慮した調査の実施

動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査手法（調査時期や回数など）を再度検討すること。

(5) 希少動植物に係る追加調査の実施

希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生息状況の確認が困難な種等が含まれることから、改変箇所周辺に希少動植物の生息又は生育の可能性が高い場合には、工事着手前までに追加調査を実施するなど、十分留意すること。

(6) 改変の回避及び最小化

鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また土地の改変範囲は最小化すること。

2-2. 猛禽類

(1) 猛禽類の調査地点の選定経緯

猛禽類の定点観察調査地点が既設送電線付近に集中しており、調査範囲を網羅しているか不明であることから、調査地点を再検討し、その選定の経緯及び理由を準備書に記載すること。また、調査の状況を踏まえ、必要に応じて定点観察調査地点を追加・変更すること。

(2) 猛禽類に対する影響検討

周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上で、環境保全措置を検討すること。この検討は、既設送電線が猛禽類に与えている影響を把握した上で行うこと。また、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

(3) 近隣事業者との情報共有

事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。

(4) ヘリコプターによる影響検討

工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

2-3. 水生生物

(1) 水生生物への影響検討

土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。

2-4. 景観

(1) 景観に係る複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。

(2) 日常景観への影響の把握

日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。

2-5. 発生土

(1) 発生土の処理方法等

方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。また、発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。